

小郡市保育士就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等の未利用児童の解消に向け新たな保育士の人材確保及び離職防止並びに市外からの移住促進のため、保育士資格を有し、保育所等に保育士として新たに就職した者に対し、予算の範囲内において小郡市保育士就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 小郡市内の認可保育所及び小規模保育所をいう。
- (2) 常勤保育士 1日6時間以上かつ1箇月20日以上勤務する保育士をいう。
- (3) 転入者 小郡市外から転入し、市内に住民登録を行った者をいう。
- (4) 移住費用 引越しに要する費用をいう。

(支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就職支援金 保育所等に常勤保育士として新たに就職した者に対して支給する支援金をいう。
- (2) 移住支援金 転入者に対し支給する移住費用相当額の支援金をいう。

(支援金の対象者)

第4条 支援金の対象者は、保育士の資格を有する者で、公立保育所の正規職員を除き、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 平成29年7月1日以降に保育所等に常勤保育士として新たに就職し、2年以上継続して勤務する者
- (2) 保育所等に常勤保育士として新たに就職した日から過去1年以内において、保育所等に保育士として勤務したことがない者
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) この要綱による支援金の交付を受けていないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就職支援金 10万円
- (2) 移住支援金 対象者が支払った移住費用とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、移住支援金の額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、小郡市保育士就職支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、勤務開始日又は転入日のいずれか遅い日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 就労先が発行する保育所等勤務証明書(様式第2号)
- (2) 保育士証の写し
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 履歴書
- (5) 転入者については、移住費用に係る領収書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、内容等が適正であるかどうかを審査し、支援金の交付決定をしたときは、小郡市保育士就職支援金交付決定通知書(様式第4号)により支援金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金を交付することが不相当であると認めたときは、小郡市保育士就職支援金不交付決定通知書(様式第5号)により支援金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(支援金の請求及び支払)

第8条 支援金の交付決定を受けた者は、市長に支援金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による支援金の請求があったときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(勤務状況の確認)

第9条 支援金の交付を受けた者は、交付の決定を受けた日から起算して2年を経過したのちに勤務先が証明する保育所等勤務証明書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したときは、支援金の全部又は一部の交付を取り消すものとし、小郡市保育士就職支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) 支援金の交付を受けた者が、当該支援金の交付決定を受けた日から起算して2年以内に退職したとき。ただし、本人の意思によらず雇用者の都合で解雇された場合及び災害その他やむを得ない理由により市長が認めたときは、この限りでない。
- (4) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(帳簿の備付け)

第12条 市長は、保育士就職支援金交付台帳を作成し、保健福祉部子育て支援課に備え付けるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から適用する。